

昭和二十七年六月二十日（金曜日）午後二時二十分開会

委員長
理事
平沼彌太郎君

大矢半次郎君
伊藤保平君
木内四郎君

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小宮 山常吉君
森 八一君
江田 三郎君
下條 恭兵君

日本專売公社 監理官	久米 武文君
大藏省主計 局法規課長	佐藤 一郎君
事務局側	

常任委員	木村常次郎君
會專門員	
常任委員	小田 正義君
會專門員	
日本專売公社塩竈部長	西川 三次君
説明員	

○昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨

○製塩施設法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（平沼騷太郎君） それでは
大蔵委員会を開会いたします。

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案、右について提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員（内藤友明君） 只今議題となりました昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案について提案の理由を説明いたします。

御承知の通り昭和二十六年産米穀の生産高は、災害等の事情により約六千二百七万石にとどまり、前年の約六千四百三十三万石に対して相当の減收となつたのでありまして、このため供出割当数量も、前年の約二千八百八十四万石に対して約二千四百四十七万石に減額されるに至つたのであります。

ここにおいて、配給食糧確保のため供出完遂は勿論のこと、進んで超過調出に待つ必要が非常に強くなつたのであります。一方この間諸般の情勢から供出割当が遅延する等の事情があり、供出面において種々の困難を生じたのであります。

そこで政府においては、右のような特殊の事情に鑑みて超過供出の促進に資するため、いわゆる超過供出奨励金を交付すると共に匿名供出を認め、更

は、何らかの措置によりこれを課税対象から除外することを考慮する旨の発表があつたのであります。

而してこれらの措置により、幸い農民諸君の協力を得まして、供出成績も逐次上昇し、本年五月末現在の供出数量は約二千五百十六万石に達し、各農家についての超過供出数量も総額約百四十余万石に達するものと推定される。

に至つたのでありまして、国民生活の安定に資するところ少くないものと存するのであります。

ついては、或いは政府の行政的措置により、これを課税しないこととするという意見もあつたのでありますが、これでは所得税法の適用上困難な問題があると認められ、措置の徹底を欠く虞れもあるのではないかという懸念も考えられますので、これを立法により明確にすることが適當であると認め、ここに本法律案を提出することとしたのであります。而してこの措置を講ずる

こととしたしましたゆへんは、専ら以上述べましたような止むを得ない特殊の事情及び経緯に基くものでありまして、本法律案も二十六年産米穀についての一年限りの臨時立法としていのであります。

以上が本法律案を提出した理由であります。

ります。何とぞ御審議の上速かに賛成されるより切望する次第であります。

○委員長（平沼騷太郎君） 内容の御説明は只今提案理由でほぼおわかりに

○木内四郎君 本案につきましては、すでに当委員会その他の方面におきまして十分検討され、問題であります。

るので、質疑を省略し、直ちに採決されることの動議を提出いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（平沼彌太郎君） 只今の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（平沼彌太郎君） それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長（平沼騷太郎君） 御異議な
いと認めます。それでこれより採決
に入ります。昭和二十六年産米穀の増
過供出等についての奨励金に対する所
得税の臨時特例に関する法律案を原案
通り可決することに賛成のかたの御決

手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は前例により委員層に御一任願います。それから多数意見

者の御署名をお願いいたします。
多敷意見者署名

木村 福八郎 木内 四郎
岡崎 眞一 江田 三郎

大矢半次郎

○委員長（平沼彌太郎君） 次に製造施設法案について質疑を行います。

●油井賢太郎君 昨日私は小笠原の計算点に関して政府委員に説明を求めておいたのでありますが、先ずそれを承

おれたいと思います

製塩工場における塩の生産コストの問題につきましては、詳細な説明を専ら公社の塩脳部長よりいたします。

○説學員（西川三亥君） 昨日の開
になりました点は、その生産コストの
中に金利を見てあるかどうかというこ
うな御質問だったそうであります。

お手許に配付いたしました資料におきましては金利は全然見てありませんから、御了承願いたいと思います。

○油井賢太郎君　そうしますと、これは若し金利を見るとすれば、どの程度見なくてはならないかというようなど

の前から工場設備によるところの塩
いうものの生産費が、塩田の生産費と

り遙かに安いことなら、これを奨励するのは当然じやないかと思ふのです。而も政府資金にばかりこれは期待することはできぬのであつて、民間の金源を呼び寄せることが必要である。

設備として民間の金融機関等から金を
を受けて設備をするということもある
得ると思うのです。そういう際の一定
のこれはモデル・ケースだというおぼ

によれば、全く標準になるものと思ふのです。そういう点は御検討になつていきますか。

○説明員(西川三三三) 昨日の久米監理官からの答弁がどういふふうになつておりましたか、実は私速記録を讀んでおりませんが、はつきりしないのでありますが、小名浜工場の目的について、申上げますと、実は御承知のようにキヤパシタイは一万トンということになつておりますが、電力関係等によりまして、本来ならば稼働時間も年間少しきついでありますけれども、八千時間ということになつておるのであります。実際の稼働の時間は五千ぐらいということ、安全を見込んで五千時間というふうに見えております。そういうふうなことでございまして、要するにこの工場の主たる目的とするところは、こういう海水直煮の形式で製塩をやる場合に、従来山口研究所の久保田さんとか、或いは工藤さんとかの説によりまして、こういう海水直煮の製塩方式はまあラボラトリの域を脱して、専ら企業化の段階に入つてゐるのだと、こういう説だそうであるが、公社としましては、その点見解が違つてゐるわけであります。実際上このパイロット・プラントでいてゐる、まあ実験データが出ますから、そのデータによつて今後十万吨・プラントの製塩工場を作る場合のいろいろな貴重なデータが出て来るわけでありまして、それを基礎にして実際の企業化に資して貰う、こういう狙いがあるわけでありまして、もとより公社としましては独立採算制をとつておりますから、理想は工場ごとに独立採算制という建前はとつておるわけ

であります。その点は只今申しましたように、稼働日数の点、或いは電力の点なんかで理想通りに行きますか、いきなりできてから、すぐ独立採算でペイして行くというふうなことは期待できないわけでありまして、但しその目的が只今申しましたような、今後民間で出てくるという海水直煮の企業経営をやつて頂く場合に、このパイロット・プラントで得たデータを基礎にしてやつて頂く、こういうふうな大きな目的があるものでありますから、専らそのほうの目的から考へてゐることを御了承願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今の御説明でわかつたのですが、大体製塩の塩田というものは例年災害が多いのです。あらしが来るというやむやみになつて、その復旧費なんかも大変なものだと思ふのです。そういう点から見ても、こういう小名浜工場あたりのような完全な製塩設備というものは日本では今後当然必要だと思ふのです。それについて、その生産コストといふものが相当安く上らなかつたら、これは海外の塩や何かと比べて日本としてはマイナスになると思ふのです。できるだけ安く上るような方式を一刻も早く作らなくてはならないと思ふのです。そういう点から私は伺つておるのであります。この小名浜工場へ期待を相当かけてゐるわけなんです。それでこれは七月一日あたりからおやりになるというのですが、じや只今お話のように例えはこのキヤパシタイが一万トンから十万吨に上つたような場合には、すべての電力費、人件費その他のものがずつと下つて来るというふうな御説明も

あつたのですが、どの程度までこの一万一千六百四十円が節約できることになりまうか。

○説明員(西川三三三) 昨日監理官から大体十万吨・プラントにすれば九千四百五十万円になるというふうなお話を申上げたのであります。結局條件がこれと同じである。つまり電力なら電力料金が同じであるとかいろいろその前提条件があるわけでありまして、そういう前提条件が大体これと同じであるというふうな前提ですれば、九千四百五十万円、まあ私のほうで手許に資料は持たないのではありませんが、大体輸入塩程度まで下り得るというふうなことで計算を出したことがあるのであります。

○油井賢太郎君 この表から見ると、建設費が五億八千七百万円ということ、は、一トン当り利子を一割と計算して五十八百四十万円かかるわけなんです。外塩の輸入といふのは御説明によると、七千円乃至七千五百円のはずなんです。それが利子だけで以てもう五千円以上もかかれば、到底今の数字で見込みが立たないという事は、これは明瞭なんです。そこで私はこれを突つ込むというわけではないのです。将来ああいう災害なんかをこうむつて、その都度大あわてしなければならぬような原始的産業である塩田を存続するのは日本としていいのか、ああいうのをもう統一してしまつて、それでそういう今までの工場経営等を統合して、大工場の組織による機械化、企業合理化をさせて行くのがいかにどうか。若しそのほうがいいとすれば、この建設費といふものは相当かかるのですから、政府が建設費

を出すということまで熱意がなかつたら、製塩事業の結局日本としての理想郷までには到達しないと思ふのです。そういうことまで政府当局並びに公社で熱意を以ておやりになる意思があるのかどうか、今からそういうことを考へてもらいたい、御検討をされたかどうかといふことを御説明願ひたい。

○説明員(西川三三三) 只今のお話に御尤もでありまして、公社としまして、今後の製塩方式は、要するに国土の狭隘な日本のことでありますから、殊に又毎年災害を受けておりました、その災害復旧費だけでも毎年少くとも五、六億というふうな金を要しておるようなわけであります。而もこれが完全に復旧できないというふうな状態でありまして、そういう点から考へますれば、当然こういうふうな海水直煮式の製塩方式が今後の製塩方式として望ましい形であるという事は当然のことでありまして、公社の意圖するところも、只今も申しましたように、これを一つのパイロット・プラントとしまして、今後民間で十万吨を期待しておるわけでありまして、この場合に公社のほうの一万吨・プラントで大体実験データは出ますけれども、さて然らばこれを十万吨・プラントの場合にそのままエンラージして果して同じように成績が挙げ得るかどうかという点までは一抹の懸念があるわけでありまして、又事実新塩価格の例によりましますと、十万吨・プラントの製塩工場の建設費に三十四、五億からかかるという予想であります。で、こういうふうな巨額の出資を集めるといふことは相当困難が伴ふと思ひ

ます。その場合に出資を容易ならしめる意味においても公社としてこれに対して若干の出資ができると、こういうふうな体制が望ましいことだと考えます。そこで現在におきましては、公社においてもそういう場合に出資できるといふふうな規定はないのであります。が、我々としては、できればそういう場合も想定しまして、国からも公社からも出資できるようなふうにしてもらつたほうがいいのじやなからうか、こういうふうな考へを持つております。

○油井賢太郎君 それからもう一点伺つておきたいのですが、輸入岩塩を日本の製塩で塩田からとれる塩と同じように加工すると申しますか、それはどのくらいの費用がかかるのですか、トン当り。

○説明員(西川三三三) 大体原塩というものを買つて参りまして、これを選和再製しまして、国内塩と同じようなふうにするわけでありまして、その場合に大体原塩の輸入価格が只今のところ十八ドルということになつておりますからして、平均十八ドルになつておりますからして、八千九百三十円、それに回送費としまして一千二百一十円、それから再製の場合のロスがありまして、これが大体従来の実績から考えますと、一％程度になつております。それで、これが千三百八十六円、それから包装費等、再製の依頼料が二千円、計一万八千五百一十円、こういうふうなことになるわけであります。大体現在の国内塩の収納価格が御案内の通り一万三千円というふうになつておりますので、約二千二百、三百円ぐらいの開きがあるわけでありまして。

○油井賢太郎君　そうしますと、原塩

というものは化学工場あたりで使うとき、そのまゝ使える場合と、それからこういうふうな再製して日本の塩田からとれた塩と比べられる場合と、値段の立て方がまるで違ふのですね。ところが一般世間で流通されるのは、すぐ外国から輸入した場合には七千四百見当で輸入できるのだ、こういうふうな非常に誤解されるのですね。こういう点は将来公社あたりでよく国民に納得の行く説明をする、折があつたらやつておくべきだと思ふ。そういうところが割合、比較的少いんじゃないかと思ふ。そうしませんが、日本の製塩なんというものは余り高いので、海外から安いものを輸入したらいじやないかという誤解を受ける虞れもある。私の質問はこれで打切つておきます。

○木村義八郎君　簡単に伺ひたいのでありますが、今まで国家の補助になつておるのが、それが今度公社のほうですね。公社のほうの補助に変わるという、それから補助の範囲が今までの国家補助の場合よりは少し広がるやうなですね。それで国家補助の場合を公社補助にした場合どういう利益があるのか、それから金額としては補助額というものはどのくらい多くなる予定なのか、その点ちよつと伺つておきたいのです。

○政府委員(久米武文君)　只今御質問になりました第一の補助の主体の点でございますが、これは今度の、只今御審議を願つておきます法案におきまして、「公社に補助を行はせる」と、国は公社に補助を行はせるということになつておりますが、これは現行法におきまして同様日本専売公社に補助

助を行はせるということを言つておりますので、建前は現在と同じでございます。それから補助の内容につきまして、従来の災害復旧の補助のときの物は、指が原形復旧という物指で押えております。今度は原形復旧の上に堤防の嵩上げが必要な場合には嵩上げをするというふうな、いわゆる超過事業というものに對する補助が新しく追加になつた。これは補助が充実されたのでございます。それからこの法案におきまして改良事業と称してありますけれども、その中に常識的に考えられます改良と新設を含んでおりますけれども、そういうふうな改良事業に對して新たに予算補助をやる。このほうの改良事業に對します予算補助につきましましては、補助率というものはきまませんで、予算で適當にやつて行こうというのをいたしております。なお補助の予算の額でございまして、これは従来、最近の実績におきましては四億四千万程度でございますが、二十七年度の予算におきましては、災害復旧事業費の補助を五億四千万計上してござい

ます。○木村義八郎君　私質問いたしましたのは、公社に實際には出さして行くのですね。今度はこの法案によりまして、今まで国家予算に計上して補助を出すというところになつてゐるの、今度は国家予算に計上しなくても、これによると、公社のほうに余裕があれば、公社のほうの収支勘定において、公社の負担においてですが、出すと、こういうことになるのですか。

○政府委員(久米武文君)　その關係は従来と今度の法案とは全然同じでございます。従来からこの補助金と申

しますものは、日本専売公社の予算、政府関係機関の予算の中の歳出に計上されておりました、その点はもう従来と同じでございます。

○委員(平沼騷太郎君)　他に御発言もないやうであります、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(平沼騷太郎君)　御異議ないと思ひます。

それではこれより討論に入ります。御意見のありのめは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○森八三三君　私は本案に賛成をするものであります、賛成に當りまして一言希望を申添えまして、その実現を強く要請したのであります。法案の審議の過程におきまして、塩は国民生活の上に欠くことのできないものであり、極端に考えます場合には、或いは食糧以上に大切な生理的關係からいたしまして役割を持つておるといふやうにも思われまゝであります。まして、さうに考へて参ります、如何なるときにおいても国民最低需要を絶対に確保しなければならんと存じますのであります。つきましては、その數量を明確に把握されまして、その數量を確保するためには万難を排して積極的な施策を取進められなければならぬと思ひますのであります。そういう点について更にこの際格段の方途を講じて頂きたい。そうなりますと、採算的には恐らくいへる／＼の條件等が整ひませんために成立をしないといふやうな企業も、これをあえて取進めて行かなくてはならぬやうな事態に相成るのではないと思ひます。そ

の場合における経営上の損失を收買価格その他の方法において面倒を見てやらないやうなことに思ひます。いま、公社が、そういうやうな支出が現在の建前のごとく、専売公社の独立採算制といふことの建前から、結局一般需要家の負担においてこれが繰出されるということになりますと、国民生活の上に非常な経済的影響を及ぼして参りますわけでありまして、積極的に進められるべき部分につきましては、一般会計の負担等、適當な措置を講じて参りますやうな点について十分の考慮を望むのであります。

それから第二の点といひましては、一般の災害復旧については法律の中にはつきり補助率の明示がございまして、改良事業、今回新しく附加される事業につきましては補助率の規定がございせん、こういうことになりまゝと、或いは具体的な補助支出について思ひにくいやうな事案も起る危険がないとは言へませんので、適當な機会におきまして、改良事業に對する補助率等についても疑惑の起きませんやうな方途を講じて頂きたいと思ひますのであります。

以上二点を希望いたしました賛成いたします。

○油井賢太郎君　私はこの法案に賛成いたすものであります。併しながら我が国の塩の重要性というものは、先ほど森委員からもお話がありましたやうに、実に重大な意義を持つております。そういう際におきまして、この法案のよ

うに、常に災害があつた場合にその補助といふやうなことはかりを我が国において心配しなくてはならないといふやうな状態にあるのは甚だ遺憾なこと

であると思ひます。幸い最近小名浜等におきまして、モンデル・ケースとして積極的な製塩事業として工場、施設ができたのであります。が、それを徹底的に活用いたしまして、将来におきましては原始的な製塩の方法といふことよりも一歩脱却いたしまして、国家的におきまして、四面海をめぐらす、我が国において、塩が不足であるといふやうなことがないやうに、而も我が国の重要な外貨を相當部分塩を輸入するために使うといふやうなことも解決するやうに、政府並びに公社等においても一段の思いをいたして頂きたいと思ひます。今回のこの災害の關係につきましては、いたし方がないといふことで以て賛成するものであります。

○下條義兵君　私はこの法案に賛成いたします。只今森委員から二、三の希望條件が出ておつたやうであります。私もその点極めて同感でございます。私はここまでは非共の際政府に確立して頂きたいと思ひます。申すまでもなく塩は米麦に次ぐ生活必需品でありまゝ、而も先般も指摘しましたやうに、つい数年前に非常に食料塩の不足に悩んだばかりであるにもかかわらず、この委員会の審議の経過を見ておきますと、政府のほうに何ら食料塩の自給態勢に對する根本的な政策が確立しておらんといふ点であります。この点は私は農林省があれだけ熱心に、そして政府が熱心に食糧の自給態勢に對して努力しているにもかかわらず、塩がこれだけ閑却されているといふことは、結局大蔵省の片手間であるが故に、行政機構改革の一環として

非この点は大きな考慮が拂われて然るべきものだと考へるのであります。私は先ほど油井委員から機械製造についての意見が出ましたが、私はそういう意味で終戦後で済んだ電気製造の成り行きなどについても質問したわけでありまして、私は将来の国内産の生産というものは、只今の当面の応急対策でなしに、機械製造に移行して行くように、そして食料塩の自給は勿論でありますけれども、或る程度の工業増進で国内産で賄えるような態勢に持つて行くべきものだと考へておりますので、是非そういう努力を政府において続けられることを希望しまして賛成する次第であります。

○木村八郎君 私は本案に賛成いたします。この法案の目的は提案理由にありますように、国内における塩の生産を維持増進し云々とありますが、勿論これは結構です。こういうことをやらなければならぬと思つております。併し先ほど油井委員も言われたのですが、日本の塩の自給対策ですね、これについては非常に大きな点が抜けているのではないかと。又外貨節約の面からいっても、日本の非常に近いところに安い塩があるのです。それは長蘆塩とか、青島塩とか、どうしても私はこの塩の自給対策として中国との貿易についてやはり制限する必要があると思つて、やはり将来に向つても大きな一つの政策の着眼点でなきやならぬと思つて、政府の政策を見ておるとむしろ中国との貿易を如何にして阻害するかという点に努力しておるのであつて、私は、いろいろ困難はあるでしょう。バトル法とか、輸出貿易管理令と

か、いろいろあるでしょう。併しこの困難を如何にして克服するかという方面にむける努力すべきだ、そういう方面に努力すると共に、こういう対策も必要なのであつて、そういう点は全然開却して、こういうことだけでは根本的な塩の自給対策は確立しない。こう思ふので、そういう方面にも努力すべきことを主張いたしまして私の討論を終ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。製塩施設法案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いいたします。

【賛成者起立】

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續きは前例により委員長に御一任願います。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 木村八郎 | 大矢半次郎 |
| 森 八三 | 伊藤 保平 |
| 菊田 七平 | 油井賢太郎 |
| 下條 恭兵 | 西川甚五郎 |
| 木内 四郎 | 黒田 英雄 |
| 岡崎 真一 | |
- 委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて……。
- 午後二時五十七分速記中止

午後三時三十分速記開始
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め……。それでは暫時休憩いたしまして……。

午後三時三十一分休憩
【休憩後開会に至らず】

六月十九日本委員会に左の事件を付託された
一、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案
昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案

昭和二十六年産米穀につき、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三條第一項の規定により政府に売り渡すべき数量をこえる数量の米穀を政府に売り渡した米穀の生産者がその超過部分の数量の米穀の売渡に對する奨励金の交付を受けた場合又は同項の規定により政府に売り渡すべき数量を定められなかつた米穀の生産者で米穀を政府に売り渡したものが当該売渡に對する奨励金の交付を受けた場合においては、当該奨励金の金額は、当該生産者の昭和二十七年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項に規定する總収入金額に算入しない。

- 附 則
- この法律は、公布の日から施行する。
 - この法律施行前昭和二十七年分の所得は、公布の日から施行する。

の所得税につき所得税法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき同法第四十六條第五項において準用する同條第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前同法第四十六條第五項において準用する同條第一項から第三項までの規定又は同條第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に對し、更正の請求をすることができ。

3 所得税法第二十條第七項及び第八項並びに同法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、同法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

昭和二十七年十月十八日印刷

昭和二十七年十月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局